

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県税条例等の一部を改正する条例 六一
- 福島県特別措置条例の一部を改正する条例 六一
- 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 六一
- 職員の特休休業等に関する条例の一部を改正する条例 六六
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 六七
- 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 六七
- 福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例 七八
- 福島県情報公開条例の一部を改正する条例 七八
- 福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例 九八
- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 九九
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例 九九
- 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例 九九
- 福島県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例 九九

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例、福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福

島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例及び福島県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第四十四号

福島県税条例等の一部を改正する条例

(福島県税条例の一部改正)

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の十七の二第二項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法）の下に「第四十条の三の三第一項又は」を加え、一）をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る）を「以下この項において同じ。」をした場合又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「（租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を削り、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号」を「同法第四十条の三の三第十二項第一号」に、「で定める」を「に規定する」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ウ中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則第七条の二の四中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二」に、「同項」を「同条」に、「（第二十六項から第二十八項まで、第三十三項から第四十項まで及び第四十二項を除く。）」を「（法附則第四十八条の規定により準用される場合を含む。）」に、「同条第一項」を「法第五十三条第一項」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

11 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者が電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者又は同項第九号に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における第三十九条の四第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令附則第六条の二第七項に規定する金額を控除した金額による。

附則第九条第五項中「若しくは漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第七条第十四項に規定するもの」を削る。

附則第十条の二の三中「うち」の下に「平成十三年三月三十一日における」を加え

る。

附則第十条の二の四第二項各号列記以外の部分中「施行規則」の下に「附則第四条の五第一項」を加え、同項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の四第九項」を加え、同号イ中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十項」を加え、同項第二号中「附則第四条の四第九項」を「附則第四条の四第十一項」に改め、同条第三項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の四第十七項」に改め、同号ア(1)中「附則第四条の四第十二項」を「附則第四条の四第十八項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の四第二十一項」に改め、同号ウ(1)中「附則第四条の四第十七項」を「附則第四条の四第二十二項」に改め、同条第四項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の五第八項」を加え、同項第二号中「乗用車で施行規則」の下に「附則第四条の五第九項」を加え、同号ア(1)中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十五項」を加え、同号ア(2)中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十六項」を加え、同条第五項第一号ア中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同条第六項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の五第十七項」を加え、同項第二号中「施行規則」の下に「附則第四条の五第十八項」を加え、同条第七項第一号ア中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同条第八項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の五第二十二項」に改め、同条第八項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の五第二十三項」を加え、同号イ中「施行規則」の下に「附則第四条の五第二十四項」を加え、同項第二号中「施行規則」の下に「附則第四条の五第二十五項」を加える。

附則第十条の二の六第一項第二号中「用いる自動車で施行規則」の下に「附則第四条の四第一項」を加え、同号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の四第二項」を加え、同号イ中「排出ガス保安基準で施行規則」の下に「附則第四条の四第三項」を、「天然ガス自動車で施行規則」の下に「附則第四条の四第四項」を加え、同項第三号中「附則第四条の四第四項」を「附則第四条の四第五項」に、「附則第四条の四第五項」を「附則第四条の四第六項」に、「同条第六項」を「施行規則附則第四条の四第七項」に改め、同項第四号ア中「附則第四条の四第八項」

に改め、同号イ中「附則第四条の四第十項」を「附則第四条の四第十二項」に改め、同号ウ中「附則第四条の四第十一項」を「附則第四条の四第十三項」に改め、同項第六号中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十四項」を加え、同項第七号イ中「附則第四条の四第十六項」を「附則第四条の四第二十項」に改め、同条第二項第二号中「施行規則」の下に「附則第四条の六第五項」を加え、同条第三項第二号ア中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第六項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同条第四項第二号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の六第八項」を加え、同号イ中「施行規則」の下に「附則第四条の六第九項」を加え、同条第五項第二号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の六第十項」を加え、同号イ中「施行規則」の下に「附則第四条の六第十一項」を加え、同条第十二項中「で施行規則」の下に「附則第四条の六の二第十五項」を、「(施行規則)」の下に「附則第四条の六の二第十六項」を加え、同条第十三項中「附則第四条の六の二第十五項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改める。

附則第十条の四第二項第二号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同条第四項中「限り」の下に、「当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り」を加え、同項第二号中「排出ガス保安基準で施行規則」の下に「附則第五条の二第九項」を、「もので施行規則」の下に「附則第五条の二第十項」を加え、同項第四号中「値で施行規則」の下に「附則第五条の二第十二項」を、「四分の一を超えないもので施行規則」の下に「附則第五条の二第十三項」を加え、同項第五号中「施行規則」の下に「附則第五条の二第十四項」を加え、同条第五項中「二分の一を超えないもので施行規則」の下に「附則第五条の二第十五項」を、「四分の一を超えないもので施行規則」の下に「附則第五条の二第十六項」を、「限り」の下に、「当該自動車税が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り」を加える。

附則第二十二條第一項中「施行規則」の下に「附則第四条の六の三」を加える。

附則第二十三條第一項中「附則第十条の四第三項」を「附則第十条の四第二項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「施行規則」の下に「附則第五条の二の二」を加える。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分(以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分(次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られ

る」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他施行規則第七條の三第一項に規定する事項」に、「で定める」を「に規定する」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第八項を二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前二項」を「第四項又は前項」に、「第七條の三第三項」を「第七條の三第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第五項又は第六項に該当する場合において、施行規則第七條の三の二第四項に規定する補正の方法を申し出ようとするときは、その家屋の区分所有者の代表者は、第四十條の七第一項に規定する申告書と併せて、次に掲げる事項を記載した申出書にその申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものであることを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

一 代表者及び当該代表者以外の区分所有者の全員の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

二 家屋の建築年月日

三 家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積

四 補正の方法

五 その他知事が必要と認める事項

第四十條第五項中「建物の区分所有者等に関する法律第二條第四項の」を削り、「においては」を「には」に、「同條第二項の区分所有者（次項において「区分所有者」という。）を「区分所有者」に、「同法」を「建物の区分所有者等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十條第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有者等に関する法律第四條第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七條の三の二第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則第七條の三の二に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有者等に関する法律第二條第二項に規定する区分所有者（次項から第八項までにおいて「区分所有者」という。）が同法第三條に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四條第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第七條の三の二第三項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積 第四百四十四條第一項中「対し」を「ついで」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第三條の二第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同條第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第十條の二の四第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十條の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十條の二の六において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十條の二の六において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四條の五第一項に規定するものに限る。）を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十條の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十條の二の六において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四條の五第一項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 道路運送車両法第四十一條の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十條の二の六において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四條の四第九項に規定するもの（以下この条及び附則第十條の二の六において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (二) 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四條の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十條の二の六において

「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第十条の二の六及び附則第二十二條において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十条の二の六において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第四項」に、同号イ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第七項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号ア(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同項第二号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）を削り、「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号ア(1)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）を「平成三十年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(2)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）を「平成十七年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同条第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号イ中「附則第四条の五

十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十四項」に改め、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号ア(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十条の二の四第八項第一号イ中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十条の二の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号ア(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十条の二の四第二項」を「附則第十条の二の四第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十条の二の四第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十条の二の六第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、

同項第二号ア中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第九項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十一項」に改め、同号ア(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改め、同号イ中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。

附則第二十条の二第二項中「非課税上場株式等管理契約」という。」「の下に「又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)」を、「基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等」の下に「(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)」を加え、「同条第五項第一号」を「同法第三十七条の十四第五項第一号」に、「同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等。以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)」を「非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)」に改め、同条第二項中「非課税口座」を、「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)」又は同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改める。

附則第二十条の二第二項中「未成年者口座」を、「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この条において「非課税管理勘定」という。)」又は同項第四号に規定する継続管理勘定(以下この条において「継続管理勘定」という。)」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改め、同条第三項第二号中「掲げる」を「規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改める。

附則第二十条の二の三第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。

(福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中附則第十条の九を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第二十二條を削り、附則第二十三條を附則第二十二條とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)及び第三条の規定 公布の日

二 第一条中福島県条例第三十九条の十七の二の改正規定及び同条例附則第五条の

四の改正規定 平成三十年一月一日

三 第二条中福島県条例第四百四十四条の改正規定並びに同条例附則第三条の二及び

第二十条の二から第二十条の三までの改正規定並びに次条の規定 平成三十一年一月一日

四 第一条中福島県条例附則第八条に一項を加える改正規定 原子力損害賠償・廃

炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の福島県条例の規定中個人の県民税に

関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三

十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）第四十条第五項及び第六項

の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高

層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第

二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下「共用部分」とい

う。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居

住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専

有部分をいう。以下同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共

用部分をいう。以下同じ。）のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後

の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成二十九年四月一日前に新

築された改正前の福島県条例第四十条第四項の一棟の建物（建物の区分所有等に関

する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「特定

家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最

初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の

専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締

結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の施行

日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対

して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自

動車取得税については、なお従前の例による。

福島県条例第四十五号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正

する。

第五条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改

（税 務 課）

める。

第六条の二中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第九条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、同条第

一号ア中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に改める。

第九条の六第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成二

十九年四月一日から適用する。

（税 務 課）

福島県条例第四十六号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改

正する条例

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県

条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七

十五条の規定により読み替えて適用する場合にあつては、平成三十三年三月三十一日

以下この条において同じ。）を「平成三十三年三月三十一日」に、「認定の日から

平成二十九年三月三十一日」を「認定の日から平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県復興産業集積区域における県税の

課税免除に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（税 務 課）

福島県条例四十七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように

改正する。

第三条第六号中「別居したこと」の下に、「育児休業に係る子について児童福祉法第

三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こど

も園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」

という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行わ

れないこと」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に、「育児休業に係る子について保育所等における保

育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第八条第七号中「別居したこと」の下に、「育児短時間勤務に係る子について保育所

等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこ

と」を加える。

（税 務 課）

と」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年八月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第四十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「保健福祉事務所」の下に「又は動物愛護センター」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(人 事 課)

福島県条例第四十九号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十一条第十項第五号中「公共職業安定所」の下に「職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

18 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十一条第九項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で

定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法

雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第二項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し

四條の二第二項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(ア)に掲げる者を除く。)と

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第十項第五号の改正規定及び附則第四項の規定は平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例(第十一条第十項第五号の改正規定及び附則第四項の規定を除く。)による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条第九項(第二号に係る部分に限り、新条例附則第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した福島県職員の退職手当に関する条例第二條第一項に規定する職員(同條第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。次項において同じ。)であつて福島県職員の退職手当に関する条例第十一條第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同條第二項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)第四条の規定による改正後の職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)(以下「改正後職業安定法」という。)第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十一條第十項(第五号に係る部分に限り、福島県職員の退職手当に関する条例第十一條第十四項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する施行の日以後である

場合について適用する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第五十号

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。以下同じ。により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第六条第三項中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を「電磁的記録」に改め、同条第四項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第八条第一項中「及びき損」を「又は毀損」に改める。

第十二条第三号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十三条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十七条の見出し中「指導助言等」を「指導助言」に改め、同条第二項を削る。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十条の二中「及び第二十八条」を削る。

第三十一条第一項中、「第二十七条第二項及び第二十八条第四項」を削る。

第三十二条第五項を削る。

第三十五条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一項を加える。

2 諮問実施機関は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続をしたときは、当該手続の内容を記載した書類を審査会に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前に改正前の福島県個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。))第六条第四項ただし書の規定により実施機関(福島県個人情報保護条例第二条第二号に規定する実施機関をいう。以下同じ。))が収集した改正前の条例第六条第四項本文に規定する個人情報であつて、この条例の施行の際現に当該実施機関が保有するものについては、改正後の福島県個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。))第二条第一号の二に規定する要配慮個人情報とみなす。

3 この条例の施行日前に行われた改正前の条例第二十八条第一項の規定による説明又は資料の提出の求め、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表については、改正後の条例第二十八条の規定にかかわらず、改正前の条例第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第三十五条の二の規定により提出されている書類その他の物件は、改正後の条例第三十五条の二の規定により提出された書類その他の物件とみなす。

(文書法務課)

福島県条例第五十一号

福島県情報公開条例の一部を改正する条例

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。))」を加える。

第二十六条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一項を加える。

2 諮問実施機関は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続をしたときは、当該手続の内容を記載した書類を審査会に提出するものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県情報公開条例第二十六条の二の規定により

提出されている書類その他の物件は、改正後の福島県情報公開条例第二十六条の二の規定により提出された書類その他の物件とみなす。
(文書法務課)

福島県条例第五十二号

福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例

福島県修学等支援基金条例(平成二十一年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(私学・法人課)

福島県条例第五十三号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表二中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改め、同表3の項中「木型製作 家具製作」を「家具製作」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年十一月一日から施行する。ただし、別表二3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第五十四号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「榎葉町」を「榎葉町 富岡町」に、「葛尾村 新地町」を「浪江町 葛尾村 新地町 飯館村」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県営住宅等条例別表第三の規定(「葛尾村 新地町」を「浪江町 葛尾村 新地町 飯館村」に改める部分に限る。)は平成二十九年三月三十一日から、改正後の福島県営住宅等条例別表第三の規定(「榎葉町」を「榎葉町 富岡町」に改める部分に限る。)は同年四月一日から適用する。

(建築住宅課)

福島県条例第五十五号

福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表九の項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表十の項中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第五十六号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例(昭和二十九年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表福島県郡山北警察署の項位置の欄中「郡山市富田町」を「郡山市富田東三丁目」に改め、同項管轄区域の欄中「字曲田」を削り、「字墨染」の下に「字菱内」を、「字下西田」の下に「字弁天下」を、「字下赤沼」の下に「字山前、字山前下」を、「字北向」の下に「字不動前」を加え、「字水穴」を削り、「字大島前」の下に「字堰場向」を加え、「字登戸」、「字上田向」、「字山玉林」及び「字下曲田」を削り、「名郷田二丁目」の下に「中ノ目一丁目」を加え、「逢瀬町」を「富田東一丁目、富田東二丁目、富田東三丁目、富田東四丁目、富田東五丁目、富田東六丁目、逢瀬町」に改め、「八山田七丁目」の下に「八山田西一丁目、八山田西五丁目」を加え、同表福島県猪苗代警察署の項管轄区域の欄中「字曾原山」を「字曾原山」に改める。

附則

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表福島県郡山北警察署の項管轄区域の欄の改正規定(「字墨染」の下に「字菱内」を、「字下西田」の下に「字弁天下」を、「字下赤沼」の下に「字山前、字山前下」を、「字北向」の下に「字不動前」を、「字大島前」の下に「字堰場向」を、「名郷田二丁目」の下に「中ノ目一丁目」を加える部分に限る。)及び同表福島県猪苗代警察署の項管轄区域の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(警務課)

福島県条例第五十七号

福島県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

福島県迷惑行為等防止条例(平成十二年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「しゅう恥心」を「羞恥心」に改め、同項第二号中「身体」の下に「(以下「下着等」という。)」を加え、同条第二項中「写真機等」を「写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 何人も、みだりに、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所において、当該状態である他人の姿をのぞき見し、若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

4 何人も、みだりに、集会場、事務所、教室、貸切バスその他特定かつ多数の者が利用するような場所（公共の場所を除く。）又は乗物（公共の乗物を除く。）において、下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。第七条各号列記以外の部分を次のように改める。

何人も、みだりに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行い、著しい不安を覚えさせてはならない。

第七条第一号中「押し掛けること」を「押し掛け、若しくは住居等の付近をみだりにうろつくこと」に改め、同条中第四号を第六号とし、同条第三号中「告げず」の下に「、若しくは」を、「電気通信をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「送信すること」を「送信し、若しくは特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達できる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

第七条に次の二号を加える。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

附 則

この条例は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（生活安全企画課）